

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月29日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第12号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第16条中 「西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室」を
小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室」

「洛西陵明小中学校教育企画推進室」に改め、「北総合支援学校中央分校開設準備室」を
栄桜小中学校教育企画推進室」

削る。

第17条指導部の款西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室の項及び小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室の項を次のように改める。

洛西陵明小中学校教育企画推進室

(1) 洛西陵明小中学校の教育に係る企画に関すること。

栄桜小中学校教育企画推進室

(1) 栄桜小中学校の教育に係る企画に関すること。

第17条指導部の款北総合支援学校中央分校開設準備室の項を削る。

第19条第5項中「室長補佐、」及び「又は室員」を削る。

第20条第9項中「、室長補佐」を削り、同条第17項中「、専門主事及び室員」を「及び専門主事」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)